

# i P a d（タブレット端末）利用規則

## i P a dの取り扱いについて

**i P a dは3年間使用するものなので、破損・故障等のないように大切に使用してください。以下のルールを守り、正しく活用してください。**

- 1 i P a dは、毎日学校に持参し、毎日持ち帰ること。
- 2 i P a dは、自宅で充電すること。学校のコンセントを使用して充電してはいけない。
- 3 本体のパスコード、アプリケーションなどのログインパスワード等の個人情報を他人に教えないこと。
- 4 アプリケーションのアップデート等はW i - F i 環境のもとで行うようにすること。
- 5 スマートフォン同様に使用に際しては公共マナーを守ること。
- 6 授業中は、授業担当者の指示に従って使用すること。
- 7 学習活動、課外活動以外の目的では使用しないこと。
- 8 授業中の撮影・録音は、教師の許可があるときのみ認める。また、撮影対象の許可なく撮影・録音を行うと本校での特別指導の対象となるばかりでなく法的に罰せられることがある。
- 9 定期試験中は、i P a dの電源を切り、カバンの中に入れロッカーにしまうこと。
- 10 必要に応じて、学校でi P a dの使用状況を確認することがある。
- 11 i P a dの貸し借り、他の人のI D・パスワード等の使用は厳禁とする。
- 12 別途費用が生じることがあるので、S I Mカードを入れ替えないこと。
- 13 指定外のアプリケーションのインストールはできない仕様である。
- 14 指定されたアプリケーションの削除を禁止する。
- 15 i P a dからのインターネット（掲示板やSNS等）への書き込み、投稿は禁止する。
- 16 違法・触法行為、誹謗・中傷等の他人を傷つける行為、不適切な画像や動画の送受信・保存、迷惑行為、金品のやり取り等、不適切なことは一切しないこと。

**これらに違反した場合、本校の生徒指導内規に基づいて指導します。**

**※ 何か心配なことや、トラブルになる恐れがある場合は、すぐに保護者や担任の先生に相談すること。**

令和4年5月27日  
名城大学附属高等学校  
校長 伊藤 憲人

保護者各位

## タブレット端末の利用に関して

### 1 タブレット端末の導入背景・目的

近年、情報化やグローバル化といった社会的変化が、これまでにないスピードで起こっています。このように、急激に変化し、将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力が求められます。生徒たちにとって、スマートフォン、タブレット、PC等のICT端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。今や、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。社会を生き抜く力を育み、生徒たちの可能性を広げる場所である学校も、これまで以上にICTを取り入れていく必要があります。そのため、本校でも、1人1台タブレット端末を購入していただくこととします。

### 2 導入タブレットについて

#### ① タブレット端末

Apple iPad（第9世代）64GB Wi-Fi+セルラーモデル

#### ② 回線契約

NTT ドコモのLTE回線が利用できます。3GB/回線・月

※毎月の利用データ量が3GBを超えた場合、月末まで通信速度が最大128Kbpsに制限されます。（データ量の追加購入は不可）

#### ③ 契約の種類

学校からの貸与物品ではなく、各個人の所有物となります。卒業後もそのまま使用することができます。

#### ④ 附属品

本体カバー・ケースは登下校時の破損等を防ぐため、各自で必ず準備をしてください。端末の機種については上記①を確認してください。画面保護シート、ペンシル等については、使用開始後、各自で判断してください。

## ⑤ 費用

3,000 円（機器本体費、回線利用費、Web フィルター費、端末補償費等）× 3 4 ヶ月

※共同学費として、1 年間分を一括して徴収させていただきます。

## 3 タブレットの管理・制御について

安心して使用して頂くために、学校側で一律にタブレットを管理・制御できる MDM( Mobile Device Management)サービスを導入しています。学校側で以下等について一括管理・制御を行います。

- ・授業で使うアプリを一斉に配信する。
- ・自由にアプリの追加、削除ができないようにする。
- ・表示するアプリを制限する。（不要なアプリは表示しないようにする）
- ・テザリング等不要な機能を制限する。
- ・タブレット紛失時に遠隔で位置検索や操作ロック、タブレット本体の初期化を行う。
- ・パスコードの設定を必須にする。
- ・紛失や盗難時に位置情報を取得する。 等

また、インターネットフィルタリングを導入し、有害なインターネットサイトへの接続、閲覧を監視（ログ取得）および管理・制限します。

## 4 タブレットの補償について

- ・故意でないタブレット本体の故障・紛失時には補償対象となり、無償交換が可能です。個人で保険に入っていた場合必要はありません。
- ・タブレット本体紛失の場合や SIM カード不良の際は、SIM カード再発行手数料 2,200 円（税込）がかかります。
- ・タブレット本体以外（充電器、付属品等）は補償対象外となります。
- ・タブレットの改造や故意の破損については、補償対象外となります。
- ・故障、紛失等の場合は、担任の先生に報告してください。

## 5 タブレット活用に向けて

### ① 毎日の充電について

タブレットは自宅で充電の上、毎日学校に持って来て下さい。学校での充電、他の生徒とのタブレットの貸し借りは禁止とします。

### ② 家庭での利用について

- ・長時間利用に注意し、ご家庭でよく話しあって利用ルールを決めてください。

（例）利用してもよい時間（22 時まで、合計 2 時間以内等） 利用場所（リビングや勉強机等）

・ご家庭に Wi-Fi がある場合は接続設定を行い、ご家庭では基本的に Wi-Fi でご利用ください。

- ③ タブレットには多くの個人情報が含まれることから、必ずパスワードと指紋認証の設定を行ってください。(配布時に学校内で全員設定を行います)
- ④ SIM カードを抜いて、別の端末に挿入することは禁止です。別途費用が発生することがあります。また、別の SIM をこのタブレットに挿入することも禁止です。
- ⑤ 契約している通信回線は基本的に海外利用不可の設定になっています。

## 6 転退学等による解約

本校の生徒でなくなった場合は中途解約の対象となります。卒業年度の3月を待たずして解約する場合、いかなる理由があろうとも、中途解約金が発生します。解約日は、原則転退学等が正式に認められた日の月末とします。

### 【中途解約金計算式】

機器本体代 55,440 円〔端末代金/税別〕÷34 ヶ月〔契約月数〕×(34 ヶ月－利用月数)  
※10 円未満切り捨て

## 7 情報モラルについて

情報リテラシーを高めることも重要ですが、ICT 教育で重要なことは、情報リテラシーと情報モラル、その両輪を学校と家庭が連携して高めていくことです。特に、情報モラルについては、生徒を守るためにも早い段階から意図的、計画的に育てていかなければなりません。ICT の利便性ととも、その危険性も学ぶことで、適切に使用すればどれほどの可能性があるか、それを日常の中で学んでいくことが、これからの時代を生きる生徒たちには必要です。どのようなことに気をつけていかなければいけないのか、ご家庭でも一緒に考えてみてください。

問い合わせ先

担当 教頭 岡 ・米原
電話 052-481-7436

<参考> <sup>↵</sup>

・情報モラルに関する指導の充実に資する動画教材、スライド資料 等 (出典:文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm) <sup>↵</sup>



・スマホ・ケータイ安全教室 教材、スライド資料 (出典:NTT ドコモ)

[https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/safety/educational/manual\\_download/beginner.html](https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/safety/educational/manual_download/beginner.html) <sup>↵</sup>

